

入札説明書

災害対応特殊救急自動車の購入に係る入札執行及び契約の締結については、入札公告に定める事項及びその他関係法令に定める事項のほか、この入札説明書に基づき実施するものとする。なお、入札参加者は、この入札説明書及びその他関係法令を熟知のうえ入札するものとする。

1 公告日 令和5年4月10日

2 担当部署

土岐市総務部総務課契約係

電話 0572-54-1111 (内線528)

FAX 0572-54-1127

〒509-5192 岐阜県土岐市土岐津町土岐口2101番地

3 入札に付する事項

(1) 調達物品の名称及び予定数量

災害対応特殊救急自動車の購入 1台

(2) 調達物品の仕様等

別紙仕様書のとおり

(3) 供給場所

土岐市消防本部 岐阜県土岐市肥田浅野笠神町3丁目11番地

4 入札の参加に必要な資格

(1) 土岐市指名競争入札の実施に関する要綱（平成27年土岐市訓令甲第6号）第2条に規定する指名競争入札者名簿（以下「指名競争入札者名簿」という。）において、営業種目が車両であって業種内容が救急車で登載されている者であること。

(2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）をした者にあつては、同法第199条第1項若しくは第2項又は第200条第1項の規定による更生計画認可の決定を受けていること。

(4) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てがなされた者にあつては、同法第174条第1項の規定による再生計画認可の決定を受けていること。

(5) 令和5年5月8日現在、指名競争入札者名簿において、岐阜県内又は愛知県内に、本店又は受任支店若しくは営業所を有する者として登録されていること。

(6) 令和5年5月8日（月）から令和5年5月18日（木）までの間に、土岐市指名停止措置要綱（平成7年土岐市訓令甲第5号）第1条第1項に基づく指名停止の措置を受けていな

いこと。

- (7) 土岐市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱(平成22年土岐市告示第114号)の別表に掲げる排除措置要件のいずれかにも該当しないこと。
- (8) 調達物品及び予定数量を確実に納入し得ること。

5 入札の参加に必要な資格を得るための申請方法

上記4の(1)に掲げる資格を有していない者でこの入札に参加を希望する者は、「令和3～5年度(物品購入・役務提供等)土岐市 指名競争入札参加資格審査申請書」により申請を行い、受付印が押印された「受付一覧表(令和3～5年度)」の写しを上記5の(1)の競争入札参加資格を証する書類として申請時に併せて提出すること。

(1) 申請書類の受付期間

令和5年4月10日(月)から令和5年5月8日(月)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除くものとし、午前9時から午後5時まで。)

(2) 申請書用紙等を配布する場所及び受付場所

2に同じ。

※なお、様式等は下記ホームページアドレスからダウンロードできます。

<https://www.city.toki.lg.jp/sangyo/nyusatsu/1004880/1002132.html>

6 入札手続等に関する事項

(1) 契約条項を示す場所

2に同じ。

(2) 入札の参加に必要な資格の確認

ア 入札に参加しようとする者は、次に定める期限までに競争入札参加資格確認申請書(申請書その他この入札に関する様式は2で交付又は次のURL

<https://www.city.toki.lg.jp/sangyo/nyusatsu/1004884/1006678.html> からダウンロードできます。)、4の(1)から(8)までに係る当該申請書に定める書類を、2の

担当部署へ持参又は郵送し、入札の参加に必要な資格の確認を受けなければならない。

期限までに申請書を提出しない者又は入札の参加に必要な資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

イ 提出期限 令和5年5月8日(月)午後5時まで。

ウ 入札の参加に必要な資格の確認結果 令和5年5月12日(金)までに文書で通知。

(3) 入札者の資格の喪失

入札者は、入札期日までにおいて、次の場合のいずれかに該当することとなったときは入札者の資格を失うものとする。

ア 入札者について、破産手続開始、会社整理開始、会社更正手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされたとき。

イ 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、入札者の業務執行が困難になると見込まれるとき。

ウ その他本件に着手し、又は本件を遂行することが困難になるとみられる事由が発生し

たとき。

(4) 入札に関する質問

入札に関する質問がある場合は、次のとおり書面を提出すること。

- ア 提出期間 令和5年4月10日(月)から令和5年4月21日(金)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除くものとし、午前9時から午後5時まで)
- イ 提出場所 2に同じ。
- ウ 提出方法 ファクシミリによる提出とする。
- エ 質問による回答 令和5年4月26日(水)土岐市のホームページにおいて公表する。

(5) 入札の日時及び場所

- ア 日時 令和5年5月18日(木)午前10時
- イ 場所 岐阜県土岐市土岐津町土岐口2101番地
土岐市総務部総務課契約係

(6) 入札保証金

免除

(7) 入札方法等に関する事項

- ア 入札方法 郵便入札
- イ 郵送方法 書留郵便により確実に郵送先まで送付すること。(持参可)
 - ① 郵送先 2に同じ
 - ② その他注意事項 入札回数は2回を限度とするので、入札回数に相応する2通の入札書を作成する。入札書を2通それぞれ封筒に入れ密封のうえ、入札者の氏名を表記し、封筒の封皮に「災害対応特殊救急自動車の購入に関する入札書第〇回目在中」と朱書きすること。これら2通を封筒に入れて二重封筒とし、表面に「災害対応特殊救急自動車の購入に関する入札書在中」と朱書きし、令和5年5月17日(水)午後5時までに必着させなければならない。
- ウ 入札金額は、調達する役務に要する一切の諸経費を含めた額とする。
- エ 落札者の決定に当たっては、入札書及び入札金額算定書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- オ 入札書には、入札金額及び日付(記入日)を記入し、記名押印のうえ封入、封かん、封印し、入札者の氏名及び件名を表記する。宛名は「土岐市長」とする。記載事項を訂正した時は訂正印を必要とする。封印方法は、次のURLにある封筒様式を参照すること。(https://www.city.toki.lg.jp/sangyo/nyusatsu/1004879/1002113.html)

(8) 開札の日時及び場所

6の(5)のイの場所において行う。

(9) 開札に関する事項

- ア 開札の立会いは希望制とし、3名を上限とする。上限を超えた場合は先着順とする。立会いを希望する場合は、開札日の前日正午までに「開札立会申請書」をFAXにて送信すること。(原本を提出する必要はありません。)

イ 開札の立会いを希望する者がいない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

ウ 開札の結果、予定価格に110分の100を乗じて得た価格（以下「入札書比較価格」という。）の範囲内の価格の入札書の提出がない場合は、直ちに再度入札を行う（1回）。

エ 2回目の入札があった時、2回目の入札書がない場合は辞退とみなすものとする。

(10) 落札者決定の方法

ア 入札書比較価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

イ 落札者が決定したときは、FAXにて通知するものとする。

ウ 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじ（FAXにてジャンケン）で落札者を決定するものとする。

(11) 入札の無効

入札の参加に必要な資格の確認において、虚偽の申請を行った者の入札及び土岐市契約規則第14条に規定する入札は、無効とする。

(12) 入札の辞退

入札参加資格がある旨の通知を受けた者が入札を辞退しようとするときは、開札日時までに入札辞退届を2の担当部署に提出すること。提出方法は、持参または郵送による。

(13) 入札又は開札の中止による損害

天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないときは、これを中止する。入札又は開札の中止による損害は、入札者の負担とする。

(14) その他

ア 電信による入札は認めない。

イ 一度提出した入札書は、これを書換え、引換え又は撤回することはできない。

ウ 入札書は、あらかじめ契約担当者が指示したものとする。

エ 入札及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

オ 落札者は、消費税及び地方消費税の免税業者の場合、その旨（様式は任意とする。）届出を行なければならない。

カ 契約書を作成するものとする。

キ 契約保証金は契約金額の100分の10以上の額とする。ただし、土岐市契約規則第30条に該当する場合は、免除とする。

7 その他事項

本件は議決案件であるため、落札者決定後は仮契約書を取り交わすものとする。その後本件の落札者及び落札額について議決が得られた場合、仮契約書を本契約書として取り扱うものとする。